

微量PCB含有電気機器に係る課電自然循環洗浄法の実施手順書について (案)

平成27年1月27日

経済産業省産業技術環境局環境指導室
経済産業省商務流通保安グループ電力安全課
環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

手順書の対象機器: 下記①～③を全て満たす機器

- ①使用中変圧器のPCB濃度が5mg/kg以下かつ銘板油量が2000L以上の大型変圧器
 - ②変圧器本体に付随する別系統部位(LTC・浄油機、エレファント及び感温部)の絶縁油中のPCB濃度が5mg/kg以下のもの
 - ③付随するブッシングが以下のもの
 - (a) 共油型
 - (b) 密封型及び共油・密封共存型であって、絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下のもの
- ※PCB濃度が測定できないもの又は、絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるものは対象外

<事業者>

対象機器の確認方法(入り口)

- ・上記対象機器であることの確認。
- ・PCB含有が判明した機器については、電事法の内規に従い、事業者が地方産業保安監督部長等(原子力発電所に属する場合は経産大臣及び原子力規制委員会)に届出する。この届出られた機器について事業者は、自主管理している。
- ・PCB含有機器については、PCB特措法に基づき、年1回都道府県知事へ届け出る。

<事業者>

課電洗浄実施

※手順書について、パブリックコメント実施予定。

<実施手順概要>

- ①PCB汚染油の抜油
- ②新しい油の注油
- ③90日以上 of 課電
- ④PCB濃度0.3mg/kg以下の確認

- ・手順書に沿って課電洗浄を実施。
 - ・90日以上 of 課電洗浄後、変圧器本体及び付随する全ての機器のPCB濃度が規定値以下であることを確認の上、課電洗浄実施報告書を作成。
 - ・課電洗浄に関する記録は当該機器が廃棄物として排出又は資源の再生利用のために売却された日から5年後まで保存。(中古利用の譲渡の場合は記録の引渡し。)
 - ・課電洗浄に関する記録の自治体・地域住民への閲覧。
- ※課電洗浄にあたって、漏洩等の事故があった場合は、電事法に基づき、内規様式第3による事故届出書が義務付けられている。

<事業者→
地方産業保安監督部長等>

PCB含有機器を洗浄した旨の届出(電事法届出)

※パブリックコメント実施予定。

- ・電事法内規様式第2の廃止届出書(届出理由に課電洗浄実施の旨を追加)を提出。
- ・届出書には、課電洗浄実施報告書を添付する。
- ・廃止届出後は、事業者の自己管理。

<事業者>

引き続き使用

- ・PCB特措法に基づく、都道府県知事への年1回の届出義務の対象から除外。(環境省においては、PCB特措法上の手当て(例えば都道府県への通知))

<事業者>

廃棄・資源の再生利用

- ・特段の届出は不要。(環境省においては、廃掃法上のPCB特管産廃と扱われない、紙木について焼却すべき旨の措置の検討(例えば都道府県市への通知))
- ・課電洗浄に関する記録は当該機器が廃棄物として排出又は資源の再生利用のために売却された日から5年後まで保存。(中古利用の譲渡の場合は記録の引渡し。)(再掲)

適用範囲

下記①～③を全て満たす機器

- ① 銘板油量が2000ℓ以上の変圧器
- ② 変圧器本体、LTC・浄油機、エレファント及び感温部の絶縁油中のPCB濃度が5mg/kg以下であること
- ③ 付随するブッシングが以下のものであること。
 - (a) 共油型
 - (b) 密封型及び共油・密封共存型であって、絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kg以下のもの

※PCB濃度が測定できないもの又は、絶縁油中のPCB濃度が0.5mg/kgを超えるものは対象外



PCB含有機器使用届出

課電洗浄

- 抜油作業
電気主任技術者及び特別管理産業廃棄物管理責任者の管理下で実施
- 課電洗浄工程
1ヶ月に1回程度の測定又は確認・記録
課電開始日、終了日の記録（90日間）
記録の保存・閲覧
- 卒業検定
新油濃度を第三者分析機関が測定

PCB濃度
0.3mg/kg
超過

PCB濃度
0.3mg/kg以下

PCB含有機器廃止届出

電気工作物として継続使用

PCB特措法

届出対象から除外
(PCB機器及びPCB廃棄物ではなくなるため)

廃棄した場合、普通産廃

PCB廃棄物とはしない

電気事業法

廃棄物処理法